

公舎の管理及び使用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 66 号

公舎の管理及び使用に関する規則等の一部を改正する規則

(公舎の管理及び使用に関する規則の一部改正)

第 1 条 公舎の管理及び使用に関する規則 (昭和 33 年岩手県規則第 58 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第 1 条の 2 この規則において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1) [略] (2) 任命権者の要請に応じ県を退職して <u>他の地方公共団体に勤務する者</u> (3) [略] (公舎の種類及び管理)	(定義) 第 1 条の 2 この規則において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1) [略] (2) 任命権者の要請に応じ県を退職して <u>他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)</u> に勤務する者 (3) [略] (公舎の種類及び管理)
第 2 条 知事は、公舎を次に掲げる種類に区分し、公舎格付台帳(様式第 1 号)に記載するものとする。 (1) 特別公舎 知事、副知事、出納長、常勤の監査委員、教育長、給料の特別調整額に関する規則(昭和35年岩手県人事委員会規則第16号)別表 1 種の欄に掲げる職にある職員及び <u>地方振興局長(盛岡を除く。)</u> の居住の用に供する公舎 (2)～(4) [略]	第 2 条 知事は、公舎を次に掲げる種類に区分し、公舎格付台帳(様式第 1 号)に記載するものとする。 (1) 特別公舎 知事、副知事、出納長、常勤の監査委員、教育長の居住の用に供する公舎 (2)～(4) [略]
2 [略] (公舎料)	2 [略] (公舎料)
第 3 条 [略] 2～4 [略]	第 3 条 [略] 2～4 [略]
5 第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公舎の公舎料の額は、同項の規定により算定された額に当該各号に定める額を加算した額とする。 (1)・(2) [略] (3) 駐車場(公舎に入舎する者が保有する自動車を駐車するための場所をいう。)を有している公舎 駐車場 1 区画の利用につき <u>1,290円</u>	5 第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公舎の公舎料の額は、同項の規定により算定された額に当該各号に定める額を加算した額とする。 (1)・(2) [略] (3) 駐車場(公舎に入舎する者が保有する自動車を駐車するための場所をいう。)を有している公舎 駐車場 1 区画の利用につき <u>1,310円</u>
6～8 [略] (管理人)	6～8 [略] (管理人)
第 4 条の 2 [略] 2 [略]	第 4 条の 2 [略] 2 [略]
3 知事、 <u>地方振興局長又は東京事務所長</u> は、管理人の公舎料を	3 知事、 <u>広域振興局長、地方振興局長、東京事務所長又は県</u>

低減し、又は無償とすることがある。	<u>立学校長</u> は、管理人の公舎料を低減し、又は無償とすることがある。
-------------------	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

構造	延べ面積	経過年数及び金額(1平方メートル当たり)						
		5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
木造	50平方メートル未満	円 263	円 223	円 188	円 154	円 121	円 87	円 87
	50平方メートル以上 65平方メートル未満	321	271	230	189	147	106	106
	65平方メートル以上 80平方メートル未満	446	377	319	262	204	147	147
	80平方メートル以上 100平方メートル未満	508	429	364	298	233	168	168
	100平方メートル以上	629	531	451	369	288	207	207
非木造	50平方メートル未満	261	230	208	187	166	144	127
	50平方メートル以上 65平方メートル未満	326	288	262	234	207	180	162
	65平方メートル以上 80平方メートル未満	413	365	331	296	263	230	211
	80平方メートル以上 100平方メートル未満	492	434	393	353	312	275	251
	100平方メートル以上	629	555	503	451	399	351	321

備考 「経過年数」は、公舎の建築工事が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算した年数（増築、模様替えその他の工事を実施した公舎で、当該工事に要した費用の額が、当該工事の着手時の直前における財産台帳の価格の100分の50に相当する額以上であるものにあつては、その年数から10年を減じた年数。ただし、当該工事の着手時の直前における経過年数が30年以上のものに対する経過年数及び金額欄の区分の適用については、「20年以上25年未満」の区分によるものとし、当該工事が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日において、20年経過したものとみなして起算した年数）とする。

(公舎の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 公舎の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則（昭和63年岩手県規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の公舎の管理及び使用に関する規則</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、昭和63年4月1日から施行する。</p>
<p><u>(以下「改正後の規則」という。)第3条の規定により算定した公舎料の額が、この規則による改正前の公舎の管理及び使用</u></p>	

に関する規則第3条の規定により算定した公舎料の額（以下「旧公舎料の額」という。）の1.15倍に相当する額を超えるときは、当分の間、改正後の規則第3条の規定にかかわらず、旧公舎料の額の1.15倍に相当する額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を10円に切り上げた額）を公舎料の額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第3条 公舎の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則（平成5年岩手県規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の公舎の管理及び使用に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定により算定した公舎料の額が、この規則による改正前の公舎の管理及び使用に関する規則第3条又は公舎の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則（昭和63年岩手県規則第27号）附則第2項の規定により算定した公舎料の額（以下「旧公舎料の額」という。）の1.185倍に相当する額を超えるときは、当分の間、改正後の規則第3条の規定にかかわらず、旧公舎料の額の1.185倍に相当する額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を10円に切り上げた額）を公舎料の額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第4条 公舎の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則（平成12年岩手県規則第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の公舎の管理及び使用に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定により算定した公舎料の額（改正後の規則第3条第5項第3号の規定が適用される公舎の公舎料の額にあつては、同条第2項の規定により算定した額）が、この規則による改正前の公舎の管理及び使用に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第3条（第5項第3号を除く。）又は公舎の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則（平成5年岩手県規則第28号）附則第2項の規定により算定した公舎料の額（以下「旧公舎料の額」という。）の1.082倍に相当する額を超えるときは、当分の間、改正後の規則第3条の規定にかかわらず、旧公舎料の額の1.082倍に相当する額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を10円に切り上げた額。以下同じ。）（改正後の規則第3条第5項第3号の規定が適用される公舎にあつては、旧公舎料の額の</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p>

1. 082倍に相当する額に改正後の規則第3条第5項第3号に規定する額を加算した額) を公舎料の額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。